

北九州市環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北橋健治

北九州市条例第14号

北九州市環境影響評価条例の一部を改正する条例

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 環境影響評価技術指針（第6条）」を 「第2章 環境影響評価技術指針（第6条）」 第2章の2 環境

影響評価方法書の作成前の手続（第6条の2－第6条の6）」 に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 環境影響評価方法書の作成前の手続

（計画段階配慮事項についての検討及び配慮書の作成）

第6条の2 事業者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、技術指針に基づき、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

2 事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、技術指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

（1）事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2）対象事業の名称、目的及び内容

（3）事業実施想定区域及びその周囲の概況

（4）計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの

（配慮書等の提出、公告及び縦覧）

第6条の3 事業者は、前条第2項の規定により配慮書を作成したときは、市長に対し、当該配慮書及びこれを要約した書類（以下これらを「配慮書等」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により配慮書等の提出があったときは、その旨の公告をし、当該配慮書等をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の配慮書について、環境の保全の見地からの意見を有する者から意見を求めるものとする。この場合において、市長は、配慮書等を公告の日から起算して1月間縦覧に供し、前項の公告に意見書を提出することができる旨及び配慮書等の縦覧場所を付記するものとする。

(配慮書についての意見書の提出等)

第6条の4 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第3項の規定により市長が意見を求めたときは、前条第2項の公告の日から前条第3項の縦覧期間満了の日までの間に、市長に対し、意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の規定により意見書の提出があったときは、当該意見書を事業者に送付するものとする。

(配慮書についての市長の意見等)

第6条の5 市長は、第6条の3第1項の規定により配慮書の提出があったときは、必要に応じ環境影響評価審査会の意見を聴いて、規則で定める期間内に、事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 市長は、前項の規定により意見書を作成したときは、その内容を公告するとともに、当該意見書を事業者に送付するものとする。

(対象事業の内容の変更等の届出)

第6条の6 事業者は、第6条の3第1項の規定による配慮書の提出後、第8条第1項の規定による方法書の提出を行うまでの間において第6条の2第2項各号に掲げる事項を変更し、又は対象事業を廃止しようとするときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出の内容を公告するものとする。

第7条各号列記以外の部分中「事項」の次に「(第5号及び第6号に掲げる事項については、第6条の3第3項の規定により市長が意見を求めた場合に限る。)」を加え、同条中第4号を第9号とし、第3号の次に次の5号を加える。

- (4) 第6条の2第2項第4号に掲げる事項
- (5) 第6条の4第1項の意見の概要
- (6) 前号の意見についての事業者の見解
- (7) 第6条の5第1項の意見
- (8) 前号の意見についての事業者の見解

第8条の見出し中「方法書」を「方法書等」に改め、同条第1項中「当該方法書」の次に「及びこれを要約した書類（以下これらを「方法書等」という。）」を加え、同条第2項中「方法書」を「方法書等」に改め、「供する」の次に「とともに、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（方法書説明会の開催等）

第8条の2 事業者は、前条第2項の縦覧期間内に、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、方法書の記載事項を市民に周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、これらを当該方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに市民に周知を図るとともに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 事業者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、前条第2項の縦覧期間内に方法書を要約した書類の提供その他の方法により、方法書の記載事項を市民に周知させるように努めなければならない。

第9条第1項中「前条第2項」を「第8条第2項」に改める。

第11条中「第7条第4号」を「第7条第9号」に改める。

第12条第1号中「第3号」を「第8号」に改める。

第13条の見出し中「準備書」を「準備書等」に改め、同条第1項中「「要約書」を「これらを「準備書等」に改め、同条第2項中「準備書及び要約書」を「準備書等」に改め、「認められる地域（）」の次に「第9条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第8条の2第1項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。」を、「供する」の次に「とともに、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加える。

第14条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第1項中「「説明会」を「「準備書説明会」に、「に説明会」を「に準備書説明会」に、「おいて説明会を」を「おいて」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第8条の2第2項及び第3項の規定は、前項の規定により事業者が準備書

説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同項中「前条第2項」とあるのは、「第13条第2項」と読み替えるものとする。

第14条第3項を削る。

第15条の次に次の1条を加える。

(公聴会の開催等)

第15条の2 市長は、第13条第2項の縦覧期間内に関係地域内の市民から要望があった場合において、準備書について環境の保全の見地からの意見を聴取する必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

2 市長は、前項の公聴会を開催したときは、当該公聴会で述べられた意見を記載した書面を作成し、当該書面を事業者に送付するものとする。

3 事業者は、前項に規定する書面の送付を受けたときは、市長に対し、当該書面についての見解を書面により述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条各号列記以外の部分及び第2号中「説明会」を「準備書説明会」に改める。

第18条第2項中「供する」の次に「とともに、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加える。

第24条の見出し中「作成」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により事後調査計画書の提出があったときは、当該事後調査計画書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第25条中「書類」の次に「(以下「事後調査報告書」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により事後調査報告書の提出があったときは、当該事後調査報告書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第29条中「第20条第1項」を「第15条の2、第20条第1項」に、「同項」を「第15条の2第1項中「第13条第2項」とあるのは「法第16条」と、「関係地域」とあるのは「法第15条に規定する関係地域」と、第20条第1項」に改める。

第31条中「第20条第1項」を「第6条の6第1項又は第20条第1項」に改める。

第31条の次に次の1条を加える。

(法の手続との調整等)

第31条の2 法第2条第3項に規定する第二種事業（以下「法第二種事業」という。）に該当する事業を実施しようとする者が法第3条の10第1項に規定する手続を行った後に、当該事業の目的若しくは内容の修正が行われ、又は法第4条第3項第2号の措置がとられたことにより当該事業が対象事業に該当することとなった場合は、第2章の2の規定は適用しない。

2 市長は、前項の規定により対象事業に該当することとなった事業について法の定めるところに従って作成された書類を、法の規定に相当するこの条例の規定による手続を経た書類とみなす。

3 法第二種事業に該当する事業を実施しようとする者が、法第3条の10第1項の規定による手続を行わずに法第4条第1項の規定による届出又は同条第6項の規定による手続（法第4条に規定する手続を除く。）を行おうとする場合は、第2章の2の規定を準用する。この場合において、第6条の2、第6条の3第1項、第6条の4第2項、第6条の5及び第6条の6第1項中「事業者」とあるのは「法第二種事業に該当する事業を実施しようとする者」と、第6条の2及び第6条の6第1項中「対象事業」とあるのは「法第二種事業に該当する事業」と、第6条の6第1項中「第8条第1項の規定による方法書提出までの間」とあるのは「法第4条第1項の規定による届出又は同条第6項の規定による通知若しくは書面の作成を行うまでの間」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、法対象事業に該当する事業であったものが当該事業の目的又は内容の修正により法対象事業に該当しないこととなった場合であって、当該修正後の事業が対象事業に該当することとなったときにおいて法の定めるところに従って作成された書類について準用する。

5 市長は、福岡県環境影響評価条例（平成10年福岡県条例第39号。以下「県条例」という。）第46条第3項の規定により県条例の適用を受ける事業であったものが当該事業の目的又は内容の修正により県条例の適用を受ける事業に該当しないこととなった場合であって、当該修正後の事業が対象事業に該当することとなったときは、県条例の定めるところに従って作成された書類を、県条例の規定に相当するこの条例の規定による手続を経た書類とみなす。

第34条の見出し中「法」の次に「及び県条例」を加え、同条第1項中「市長は」の次に「、法第3条の7第1項」を加え、「又は法第20条第2項」を「、法第20条第2項」に改め、「第4項」の次に「又は県条例第13条若しくは第22条」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の北九州市環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第2章の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の北九州市環境影響評価条例第8条第1項に規定する方法書を提出した事業については、適用しない。
- 3 新条例第8条第2項、第13条第2項、第18条第2項、第24条第2項（新条例第29条において準用する場合を含む。）又は第25条第2項（新条例第29条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提出される新条例第7条に規定する方法書（以下「方法書」という。）、新条例第12条に規定する準備書（以下「準備書」という。）、新条例第17条に規定する評価書、新条例第24条第1項に規定する事後調査計画書（新条例第29条において準用する新条例第24条第1項の規定により提出される事後調査計画書を含む。）又は新条例第25条第1項に規定する事後調査報告書（新条例第29条において準用する新条例第25条第1項の規定により提出される事後調査報告書を含む。）について適用する。
- 4 新条例第8条の2の規定は、施行日以後に提出される方法書について適用する。
- 5 新条例第15条の2（新条例第29条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提出される準備書又は施行日以後に環境影響評価法（平成9年法律第81号）第16条の規定により行われる公告及び縦覧に係る同法第14条第1項に規定する準備書について適用する。
- 6 施行日以後に新条例第2条第3号に規定する事業者となるべき者は、この条例の施行前において新条例第2章の2の規定の例による新条例第6条の2第1項に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。
- 7 前項の規定による手続が行われた条例第2条第2号に規定する対象事業については、当該手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

北九州市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北橋健治

北九州市条例第15号

北九州市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北九州市道路占用料徴収条例（昭和39年北九州市条例第133号）の一部を次のように改正する。

別表の令第7条第1号に掲げる物件の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同表中

「

	その他のもの	3,700円	を
--	--------	--------	---

」

「

	その他のもの	3,700円	に
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	2,300円	
令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.025	を乗じて得た額

」

改め、同表の令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に改め、同表の令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設の項中「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改め、同表の令第7条第6号に掲げる施設の項中「第7条第6号」を「第7条第8号」に改め、同表の令第7条第7号に掲げる施設の項中「第7条第7号」を「第7条第9号」に改め、同表の令第7条第8号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「第7条第8号」を「第7条第10号」に改め、同表の令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物の項中「第7条第9号」を「第7条第11号」に改め、同表の令第7条第10号に掲げる器具の項中「第7条第10号」を「第7条第12号」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北橋健治

北九州市条例第16号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年北九州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1の青葉台サイエンスパーク地区整備計画区域の項中「都市計画法」の次に「第21条第2項において準用する同法」を加える。

別表第2の上葛原東地区地区整備計画区域の流通業務B地区の項ア欄第4号中「下宿」の次に「（共同住宅及び寄宿舎にあっては、老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項に規定する共同生活援助の用に供するものを除く。）」を加え、同欄中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号及び第12号を削り、第13号を第10号とし、第14号から第22号までを3号ずつ繰り上げ、同表の曾根地区地区整備計画区域の医療・生活A地区の項ア欄第1号中「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅又は」を削り、「若しくは医療・生活A地区内」を「又は医療・生活A地区内」に改め、同表の曾根地区地区整備計画区域の医療・生活C地区の項ア欄第3号中「第5条第11項」を「第5条第10項」に、「同条第17項」を「同条第16項」に改め、同表の青葉台サイエンスパーク地区整備計画区域の項中

「

A地区 (地区 施設の 緑地に 接し、 おおむ ね20 メート ルの幅 を持っ た帶状 の地区)	次に掲げる建築物以外の もの (1) 体育館、水泳場 その他これらに類する もので地区内にある事 業所の従業員の福利厚 生の用に供するもの (2) 共同住宅又は寄 宿舎で地区内にある事 業所の従業員の居住の 用に供するもの (3) 巡査派出所、公 衆電話所その他これら に類する公益上必要な 建築物 (4) 前各号の建築物 に付属するもの	10分 の12	10分 の5	外壁等の面か ら道路境界線 までの距離 外壁等の面か ら隣地境界線 までの距離	2.0 メート ル	1.0 メート ル		15メ ートル	
B地区	次に掲げる建築物以外の	10分	10分	2.0	外壁等の面か ら道路境界線 までの距離	2.0			

(A地区を除く地区)	もの (1) 学校 (2) 研修所、研究所 その他これらに類するもの (3) 体育館、水泳場 その他これらに類するもので地区内にある事業所の従業員の福利厚生の用に供するもの (4) 共同住宅又は寄宿舎で地区内にある事業所の従業員の居住の用に供するもの (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (6) 前各号の建築物に付属するもの	の 12	の 5	0 0 平方メートル (ア欄第3号から第6号までに掲げる建築物の敷地を除く。)	ら道路境界線までの距離 外壁等の面から隣地境界線までの距離	メートル 1.0 メートル			
------------	---	------	-----	---	----------------------------------	------------------	--	--	--

研究開発地区	次に掲げる建築物以外のもの（緩衝地帯（地区施設の緑地に接し、おおむね20メートルの幅を持った帯状の地帯をいう。以下この項において同じ。）内の建築物（緩衝地帯の内外にわたるものも含む。）にあっては、第4号から第6号までに掲げるもの以外のものに限る。） (1) 学校 (2) 研修所又は研究所 (3) 事務所又は工場（研究又は開発を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のもの (4) 体育館、水泳場 その他これらに類するもので市内にある事業所の従業員の福利厚生の用に供するもの (5) 共同住宅又は寄宿舎で市内にある事業所の従業員の居住の用に供するもの (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (7) 前各号の建築物に付属するもの	10分の12	10分の5	500 平方メートル (ア欄第4号から第6号までに掲げる建築物の敷地を除く。)	外壁等の面から道路境界線までの距離 外壁等の面から隣地境界線までの距離	2.0 メートル 1.0 メートル	15メートル（緩衝地帯内の建築物に限る。）		
研究開発・福祉関連施設地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 学校 (2) 研修所又は研究所 (3) 事務所又は工場（研究又は開発を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のもの (4) 体育館、水泳場 その他これらに類する	10分の12	10分の5	500 平方メートル (ア欄第4号、第5号又は第8号に掲げる建築物（同欄第5号に掲	外壁等の面から道路境界線までの距離 外壁等の面から隣地境界線までの距離	2.0 メートル 1.0 メートル			

に

改める。

第2条 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2の吉志北地区地区整備計画区域の項中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。」に改め、同表の上葛原東地区地区整備計画区域の流通業務B地区の項、曾根地区地区整備計画区域の医療・生活A地区の項、曾根地区地区整備計画区域の医療・生活B地区の項、曾根地区地区整備計画区域の医療・生活C地区の項、吉田にれの木坂地区地区整備計画区域の住宅地区の項、青葉台サイエンスパーク地区整備計画区域の研究開発・福祉関連施設地区の項、乙丸地区地区整備計画区域の沿道地区の項、北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域の研究・文化・利便施設A地区の項、北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域の研究・文化・利便施設B地区の項、山路松尾町地区地区整備計画区域の低層住宅A地区の項、山路松尾町地区地区整備計画区域の低層住宅B地区の項及び幸神・岸の浦地区地区整備計画区域の住宅・利便施設地区の項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市立病院等の使用料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北橋健治

北九州市条例第17号

北九州市立病院等の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立病院等の使用料等に関する条例（昭和39年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「病院」の次に「又は居宅」を加え、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法（別表第1において「診療報酬の算定方法」という。）並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

第2条第3項第1号中「額」の次に「及び介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」を加える。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北橋健治

北九州市条例第18号

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第12条の4第1号中「退職被保険者等特定世帯」を「退職被保険者特定世帯」に、「属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を「前日」に、「退職被保険者等の属する世帯」を「退職被保険者（法附則第6条第1項の規定による退職被保険者をいう。以下この号において同じ。）の属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」に改め、「において同じ。」の次に「又は退職被保険者特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第14条の8において同じ。）」を加え、同条第2号中「退職被保険者等特定世帯」を「退職被保険者特定世帯」に改め、同条に次の1号を加える。

（3） 退職被保険者特定継続世帯 第14条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

第14条第1項第3号ア及びイ以外の部分中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「属する一般被保険者の属する世帯」の次に「であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「いう。」の次に「以下」を、「同じ。」の次に「又は一般被保険者特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）以下この号及び第14条の10第1項第3号において同じ。）」を、「得た数」の次に「と一般被保険者特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 一般被保険者特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第14条の8第1号中「退職被保険者等特定世帯」を「次号又は第3号に掲げる世帯」に改め、同条第2号中「退職被保険者等特定世帯」を「退職被保険

者特定世帯」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 退職被保険者特定継続世帯 第14条の10第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

第14条の10第1項第3号ア及びイ以外の部分中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「一般被保険者特定世帯」を「イ又はウに掲げる世帯」に改め、「得た数」の次に「と一般被保険者特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 一般被保険者特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第12条の4、第14条、第14条の8及び第14条の10の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

北九州市障害者自立支援法及び北九州市障害者自立支援法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北橋健治

北九州市規則第30号

北九州市障害者自立支援法及び北九州市障害者自立支援法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

北九州市障害者自立支援法及び北九州市障害者自立支援法施行条例の施行に関する規則（平成18年北九州市規則第77号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び北九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の施行に関する規則

第1条中「、障害者自立支援法」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「北九州市障害者自立支援法施行条例」を「北九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」に改める。

第3条第2項第2号中「障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）」に改める。

第7条中「障害者自立支援法施行規則」を「省令」に改める。

第13条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第18条中「第5条」を「第13条」に改める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市保健所及び保健センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北橋健治

北九州市規則第31号

北九州市保健所及び保健センター条例施行規則の一部を改正する
規則

北九州市保健所及び保健センター条例施行規則（昭和39年北九州市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」を
「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び高齢者の医療の
確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき
厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北橋健治

北九州市規則第32号

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「整形外科（北九州市立夜間・休日急患センターに限る。）」を「整形外科（北九州市立夜間・休日急患センターに限る。）眼科（北九州市立夜間・休日急患センターに限る。）」に改める。

別表の北九州市立夜間・休日急患センターの項中

診療時間	診療時間
(1) 内科、小児科、外科及び整形外科 ア 平日及び土曜日（イ又はウに該当する場合を除く。） 19時30分から23時30分まで イ 日曜日及び休日（ウに該当する場合を除く。） 9時から23時30分まで ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日 9時から翌日7時まで	(1) 内科、小児科、外科及び整形外科 ア 平日及び土曜日（イ又はウに該当する場合を除く。） 19時30分から23時30分まで イ 日曜日及び休日（ウに該当する場合を除く。） 9時から23時30分まで ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日 9時から翌日7時まで
(2) 耳鼻いんこう科及び歯科 日曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日	(2) 眼科 ア 平日及び土曜日（イに該当する場合又は12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）

9時から17時まで	19時30分から23時30分まで イ 日曜日及び休日（12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。） 9時から23時30分まで (3) 耳鼻いんこう科及び歯科 日曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日 9時から17時まで
-----------	---

改める。

第2条 北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

診療所に次の診療科を置く。

内科

小児科（北九州市立第2夜間・休日急患センターを除く。）

外科（北九州市立夜間・休日急患センター及び北九州市立第2夜間・休日急患センターに限る。）

整形外科（北九州市立夜間・休日急患センター及び北九州市立第2夜間・休日急患センターに限る。）

眼科（北九州市立夜間・休日急患センターに限る。）

耳鼻咽喉科（北九州市立夜間・休日急患センターに限る。）

歯科（北九州市立夜間・休日急患センターに限る。）

別表中

「 北九州市立夜間・休日急患センター	診療時間 (1) 内科、小児科、外科及び整形外科 ア 平日及び土曜日（イ又は	」 北九州市立夜間・休日急患センター	診療時間 (1) 内科、小児科、外科及び整形外科 ア 平日及び土曜日（イ又は
-----------------------	--	-----------------------	--

	ウに該当する場合を除く。) 19時30分から23時30分まで イ 日曜日及び休日（ウに該当する場合を除く。） 9時から23時30分まで ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日 9時から翌日7時まで (2) 眼科 ア 平日及び土曜日（イに該当する場合又は12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。） 19時30分から23時30分まで イ 日曜日及び休日（12月29日から翌年の1月3日		ウに該当する場合を除く。) 19時30分から23時30分まで イ 日曜日及び休日（ウに該当する場合を除く。） 9時から23時30分まで ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日 (2) 眼科 ア 平日及び土曜日（イに該当する場合又は12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。） 19時30分から23時30分まで イ 日曜日及び休日（12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。） 9時から23時30分まで に
--	--	--	--

<p>までの日を除く。)</p> <p>9時から23時30分まで</p> <p>(3) 耳鼻いんこう科及び歯科 日曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日 9時から17時まで</p>	<p>0分まで</p> <p>(3) 耳鼻咽喉科及び歯科 日曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日 9時から17時まで</p>
<p>北九州市立第2夜間・休日急患センター</p>	<p>診療時間</p> <p>(1) 平日及び土曜日（次号に該当する場合を除く。）19時30分から23時30分まで</p> <p>(2) 日曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日 9時から23時30分まで</p>

改める。

付 則

この規則中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は同年5月7日から施行する。

北九州市住民生活に光をそそぐ交付金基金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北橋健治

北九州市規則第33号

北九州市住民生活に光をそそぐ交付金基金条例施行規則を廃止する規則

北九州市住民生活に光をそそぐ交付金基金条例施行規則（平成23年北九州市規則第15号）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。